

養護老人ホーム「玉松園」運営規定

(目的)

第1条 養護老人ホーム（以下「施設」という。）は65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を措置により入所させ、養護するとともに、そのものが自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(運営方針)

第2条 施設は、入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 施設は入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

3 施設は、明るく家庭的雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、地域包括支援センター、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めなければならない。

4 施設は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めなければならない。

(施設の名称)

第3条 当施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 養護老人ホーム「玉松園」
- (2) 所在地 岡山市北区御津金川123番地

(職員の職種、員数及び業務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名
施設の業務を統括し、職員の指揮監督をする。
- (2) 医師 1名（嘱託）
- (3) 生活相談員 1名
- (4) 支援員 1名以上
- (5) 看護職員 1名
- (6) 管理栄養士 1名

2 施設は、介護に直接携わる全ての職員（有資格者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(利用定員等)

第5条 施設の利用定員及び居室数は次のとおりとする。

- (1) 定員は養護老人ホーム60名、老人ショートステイ3名とする。
- (2) 居室は養護老人ホーム60室、老人ショートステイ3室とする。

(入所者の処遇の内容)

第6条 入所者の処遇の内容は次のとおりである。

- (1) 日課について [別紙] 日課表のとおり
- (2) レクリエーション及び年間行事について [別紙] 年間行事表のとおり

(施設利用に当たっての留意事項)

第7条 災害その他、やむを得ない事業がある場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて入居させない。

- 2 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行う。また、各入所者に応じた栄養管理を計画的に行う。
- 3 感染症の発生、蔓延しないよう、必要な措置を講ずる。
- 4 利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 5 介護については、適切な技術により行い、1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。口腔衛生の管理体制を整備し、利用者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行う。
- 6 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。

(入所者の守るべき事項)

第8条 入所者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気の手扱いに注意し、喫煙は所定の場所以外ではしないこと。
- (2) 建物、設備、その他の器具を破損または持ち出さないこと。
- (3) 喧嘩、口論または泥酔、暴行等により他人に迷惑を掛けないこと。
- (4) 破廉恥な行為及び公の秩序を乱す行為をしないこと。
- (5) その他、この規程及び職員の指示に反する行為をしないこと。

(緊急時の対応)

第9条 施設は、入所者に対するサービスの提供を行っているときに、入所者の病状等が急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに嘱託医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事故が報告され、その分析を通じ改善策を職員に周知徹底する体制の整備。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的実施。

- (4) 事故の発生又はその再発を防止するための担当者の選定。
- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き)

第 11 条 施設は、入所者の処遇にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 12 条 施設は、入所者の人権の擁護及び虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定。
 - (2) 虐待の発生・再発を防止するための委員会の設置。
 - (3) 指針の整備。
 - (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施。
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 施設は、入所者の処遇にあたり、当該施設の職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第 13 条 施設は、入所者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関等の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(秘密保持)

第 14 条 施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知りえた入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又その必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理等)

第 15 条 施設は、職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、設備及び備品等についても、衛生的な管理に努めるものとする。

また、深夜勤務に就く者は年 2 回以上の健康診断を実施するものとする。

- 2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるものとする。
- (1) 感染症の発生又はまん延しないための委員会及び職員に対する研修の定期実施
 - (2) 訓練（シミュレーション）の実施等の取組

(苦情解決体制の整備)

第 16 条 施設は、入所者の処遇に係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、入所者の処遇に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(協力病院)

第 17 条 施設は、入所者の病状等の急変等に備えるために、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくものとする。

(非常災害対策)

第 18 条 施設は、非常災害に対して日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、その他適切な措置を講ずるものとする。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3 防災計画は、別に定める養護老人ホーム玉松園消防・防災計画及び避難確保計画による。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の研修)

第 20 条 施設は、職員の質的向上を図るため、職務遂行に必要な事項につき、外部で開催される研修にも積極的に参加させるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 その他運営に関して以下の事項に留意する。

(1) 施設の会計とその他の事業の会計は区別する。

(2) 施設は、職員、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。又サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (3) 施設の見えやすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務の体制、その他のサービスの選択に必要な重要事項を掲示する。

第 22 条

この規程に定めるもののほか、施設の管理上必要な事項は施設長が別に定める。

附則

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。